適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた
自主行動計画

令和８年 ５月 ９日

一般社団法人日本自動車車体工業会

目次

目次 1

前文 2

適正取引推進宣言 3

Ⅰ．サプライチェーン全体としての取組み 4

Ⅱ．重点課題に対する取組み

１．合理的な価格決定 4

２．型取引の適正化 5

３．製造委託等代金支払の適正化 6

４．働き方改革への対応 6

５．自然災害等への対応 7

６．事業継承への対応 7

７．知的財産の取り扱い 7

８．パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透 7

Ⅲ．取適法における委託事業者の義務・禁止行為の遵守 7

Ⅳ．自動車産業適正取引ガイドラインの遵守 9

Ⅴ．定期的なフォローアップと改善 11

一般社団法人 日本自動車車体工業会（以下、車工会）は、自動車産業における公正な競争と競争力強化の一環として、平成１９年に経済産業省（以下、経産省）が策定した自動車産業適正取引ガイドライン（以下、自動車ガイドライン）に基づき、経産省、日本自動車工業会（以下、自工会）日本自動車部品工業会（以下、部工会）とも連携し、適正取引に努めていく。

自動車産業は幅広い裾野と階層を持ち、発注事業者と受注事業者が相互に支えられ成り立つ産業であるため、持続的な成長に向けて相互の理解と信頼を構築、連携し、サプライチェーン全体で付加価値を高め、競争力を強化していくことが重要である。また、そうした取り組みに際しては、発注事業者と受注事業者が、法令等の遵守を大前提として適正取引を強力に推進し、サプライチェーン全体で健全な取引環境を構築することが、全ての土台となる。

車工会会員会社（以下、会員会社）はサプライチェーンの中流に位置しており、適正取引の浸透に重要な役割を果たしているとの認識のもと、仕入先の抱える問題について、自ら聞き取りを行うなど「能動的」確認・呼びかけを行うとともに、政府からの取引適正化に関する要請事項や自主行動計画に基づき、仕入先に対する活動を実務に落し込んで着実に実践し、改善を図っていく。特に、経営基盤の脆弱な中小企業の仕入先に対しては、平素から寄り添い、かつ十分な協議によりその経営状況を注視・把握し、困りごとの解決に向けて積極的に取り組んでいく。

このため、会員会社は、「自主行動計画」における考え方、取組み内容について、経営者だけでなく、仕入先と取り引きする全ての部署で理解、課題認識を共有し、「実務者とその管理者が正しく理解し、実際の現場で行動できているか」を確認しながら、浸透させていく。

そして、この取引適正化の取組み結果として自動車産業全体でさらなる付加価値を生み出し、日本経済全体の発展に寄与することを目指す。

適正取引推進宣言

一般社団法人 日本自動車車体工業会の会員会社は、自動車ガイドラインに掲げられている以下の５つの原則を自らの調達方針の基本に据え、様々な手段を通じて対外的にも明らかにし、サプライチェーン全体に普及、浸透を図るものである。

第一に、開かれた公正・公平な取引の原則である。仕入先の選定にあたっては、国籍や企業規模等にとらわれず、広く機会を与えて、公正かつ透明な対応に努める。

第二に、仕入先と一体となった競争力強化の原則である。仕入先を競争力強化のためのパートナーとして位置付け、イコール・パートナーシップの考え方のもと、調達担当者だけでなく、開発担当者や生産技術担当者も広く関与した上で、新製品の共同開発やコスト低減活動を一体となって行う。

第三に、仕入先との共存共栄の原則である。主要な部品・素材を調達している仕入先の経営が傾けば、完成品の品質やコスト等に直結することを認識し、特に、主要な中小仕入先については、必要に応じて経営指導等を行う。
なお、この場合の経営指導等は、中小企業の仕入先の経営改善を目的とするもので一方的な押し付け等は行わない。

第四に、原価低減活動等における課題・目標の共有と成果シェアの原則である。新製品の開発や原価低減の活動は、事後において一方的な値引き要求を行うものではなく、仕入先と課題や目標を共有した上で、新製品の開発や材料の変更等が達成される以前の段階における事前の共同作業として位置づけ、達成された成果物やコスト削減の成果は、貢献の度合い等に応じて、仕入先との間で適切にシェアする。

第五に、相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保の原則である。新製品の共同開発や原価低減活動を行うにあたっては、仕入先との間で、課題や目標を共有するために必要な情報を可能な限り開示し合うとともに、あらかじめ十分な相互協議を行い、相互に納得した上で作業を進める。

以上のような５つの原則に基づき、会員会社は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）等の関係法規や自動車ガイドラインに抵触するような一方的で不合理な取引を仕入先には求めない。また、顧客から同様の要請があった場合は、それを受入れない。

Ⅰ.サプライチェーン全体としての取り組み

会員会社は、自動車産業のサプライチェーン全体で取引適正化を進めていく観点から、まず、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（以下、運用基準）及び受託中小企業振興法の振興基準（以下、振興基準）、自動車ガイドライン、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針、下請取引適正化推進講習会テキスト（Q&A）等で求められている、取適法の対象となる仕入先との取引について、適正化に向けた取組みを着実に実施していく。

加えて、取適法の対象ではない企業同士の取引についても、下記Ⅱ．重点課題に対する取組み（１．合理的な価格決定、２．型取引の適正化、３．代金支払いの適正化）、Ⅲ．自動車ガイドラインの遵守」に沿った取組みに努めるとともに、受注側として、顧客にも同様の取組みを求めていく。

Ⅱ.重点課題に対する取組み

１．合理的な価格決定

会員会社は、取引価格決定に当たり、独占禁止法優越的地位の乱用、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（以下、運用基準）及び中小受託事業者振興法の振興基準（以下、振興基準）、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５ 年 11 月 29 日 内閣官房、公正取引委員会 公表：以下、労務費転嫁指針）、自動車ガイドラインを踏まえ、以下１）から８）に留意して、取引数量、納期、品質等の条件や原材料費、エネルギー費、労務費、物流費の変動等を取引価格に反映する必要性について、仕入先へ、自ら聞き取りを行うなど能動的に働きかけ、明示的に十分な協議を行う。

１）取引対価の協議を行う際は、振興基準に記載された望ましくない４ 事例[第 4-1-(1)]
＊を行わないようにする。また、仕入先との協議・交渉等においては威圧的な言動・態度とならないように注意を払う。
＊振興基準に記載された取引対価の協議に関する望ましくない４事例とは以下のとおり
① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
② 過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。
④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

２）原価低減要請を行う際は、その根拠を明確にし、仕入先と十分に協議する。

３）仕入先に原価低減要請を行う際には、振興基準等に記載された望ましくない３ 事例[第 4-1-(7)]
＊を行わない。
＊振興基準に記載された望ましくない事例とは下記のとおり。
① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。

② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。

③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

4）原価低減活動の効果を十分に確認せず、見なし効果金額を根拠とした一方的な値下げ要求をしない。また、仕入先の努力によるコスト削減効果は、貢献度合いに応じて適切にシェアする。

5）仕入先が取引条件等について申し出をし易い環境の整備に努め、少なくとも年１ 回以上の協議を行う。さらに定期的な協議以外にも、原材料費、エネルギー費、労務費、物流費等の費用変動が生じた場合には、適切な転嫁を顧客に働きかけることにも努めつつ、仕入先と遅滞なく十分な協議を行う。

6）労務費の転嫁に際しては労務費転嫁指針に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、同指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。また特に、協議時には公表指標(賃上げ率、労務費比率等)の使用を尊重し、かつ、価格転嫁の対象とする賃上げ水準や遡及期間は当事者間で真摯に協議する。

7）労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改訂タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

8）物流費については、燃料価格の高騰や労務費の上昇などを踏まえ、荷主の立場で適正な運賃水準を反映するよう運送委託事業者と十分な協議の上、決定する。特に荷役作業も含めて運送を依頼する場合においては、着発双方での荷役作業の内容やその範囲を明確にし、その対価を適切に支払うものとする。また、取適法において、物品の運送の再委託に加えて、運送行為の委託（特定運送委託）も規制対象（取適法第２条第５項）となることも留意する必要がある。

２．型取引の適正化

会員会社は、運用基準、振興基準、自動車ガイドライン及び「型取引の適正化推進協議会報告書」(以下、型報告書)を踏まえた取り組みの着実な実行を通して、量産から補給までのトータルでの競争力を確保し、型取引の適正化に向けて、以下を実施する。

■実施事項

型報告書を踏まえた取り組みの着実な実行、特に、以下１)～４)について、ルール・マニュアル等の整備や取引先への周知を図るなど、運用の徹底に取り組む。

1）取り決め事項の書面化

・部品の取引に際しては協議のうえ型等の保管や廃棄といった取り扱いを決定し、決定内容を書面化※する。

※中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな型」などを参考に、取引実態に合った様式となるよう協議を行う。

2）型製作相当費の支払方法及び支払時期

・支払方法及び支払期日を事前に協議して定め、資金繰りの課題を抱えている取引先から一括払いや前払いなどの要望がある場合、可能な限り速やかに支払うよう努める。

3）量産終了後の型保管に要する費用の支払い

・自社に型の所有権があり、長期間発注を行わず、取引先にその型等を保管いただく場合には、保管に要する費用を支払う。

・取引先に型の所有権がある場合においても、事実上自社の指示に基づき、取引先が型等を保管する場合は、保管に要する費用を支払う。(汎用品の型など、取引先に所有権があり、型等の管理について自由に判断できる場合は除く)

・なお、これら型等の保管費の算出方法については、委託事業者、受託事業者が双方協議の上で受託事業者側が納得している場合であれば、例えば、年度毎のまとめ払いも許容される。

・また、受託事業者側の利益を不当に害していないことの合理的な説明が可能な場合であれば原則、算出方法の詳細は問わないが、一度、受託事業者側が納得したものであっても、受託事業者側に対する押しつけとならないように、協議の求めに応じ必要な見直しを行うなど、十分に留意する必要がある。

4）不要な型の廃棄・返却の推進と必要な費用の支払い

・量産期間から補給期間への移行時の連絡や、廃止品番の通知などを定期的(最低年１回)に行う。

・取引先の型等の廃棄・保管に関する課題解消に向けた協議を積極的に行うとともに、量産終了から一定年数(15 年を目安/部品(材質)・車種の特性を加味)を経過した場合は、型等の廃棄を前提に協議を行う。

・型の廃棄等に伴い、中小受託事業者に一括生産の指示を行う場合は(※受託事業者の独自の判断で一括生産する場合は除く)、生産された部品は買い取った上、引き続き当該受託事業者に保管させる場合には、必要な費用(保管費等)を支払う。

・取引先から廃棄の可否について確認がある場合は、速やかに判断し、書面で通知する。（部品取引の場合は廃止品番通知を以てこれに代える）

・補給部品の種類(部品品番数)の増加抑制及び削減に努める。

3．製造委託等代金支払の適正化

会員会社は、運用基準及び振興基準、自動車ガイドライン等を踏まえ、仕入先の資金繰りに配慮し、支払方法について十分に協議する。

■会員会社は、取適法対象仕入先との取引に関して、その支払いをできる限り現金払いとする。加えて、現金払以外の支払、例えば電子記録債権や一括決済方式によるものについては、①満期が支払期日（納品後 60 日）を超えるものは使用禁止、②満期が支払期日を超えないものであっても記録手数料等を中小受託事業者に負担させることで支払期日までに中小受託事業者が製造委託等代金の満額と引き換えることが困難な場合は使用禁止となることとされており（取適法第５条第２項第４号）、取適法違反とならないよう取り組む必要がある。

■サプライチェーン全体で支払い方法の改善を進めるにあたって、率先して取適法対象以外の取引についても、支払条件の見直し（サイト短縮や現金払い化等）に努める。

4．働き方改革への対応

会員会社は、仕入先の働き方改革や労働時間短縮の妨げとなる取引や要請を行わないように十分配慮し、不利益となるような取引や要請は行わない事に努める。

また、やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、仕入先に発生する増加コストを負担するように努める。

さらに、会員会社は、顧客や仕入先と協力して、サプライチェーン全体で働き方改革が進むように努める。

５．自然災害等への対応

■会員各社は、仕入先と連携して事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるとともに、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等により事業に重大な障害が発生した場合は、自社及び仕入先の従業員やその家族等の人命第一、地域復旧を優先しながら、自治体の「警戒レベル」等によって、速やかに適切な対応をする。併せて、被害状況を確認し、必要に応じて、自動車メーカー等顧客や仕入先とも情報共有、連携に努める。

■会員会社は、災害後の生産復旧に向けた挽回生産等を行う場合に、仕入先に対して一方的に取引上の負担を押し付けることがないよう十分に留意する。また、被災した仕入先には、生産の復旧等を支援するとともに、従来の取引の継続や優先的な発注に配慮するように努める。

６．事業承継への対応

会員会社は、サプライチェーン全体の機能維持のために、事業承継に課題のある仕入先に対して、必要に応じて、政府の事業承継制度の周知等、支援に努める。

７．知的財産の取り扱い

会員会社は、特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等知的財産の取引適正化のために振興基準、自動車ガイドラインを踏まえ、知的財産の取り扱いに係る取引条件の明確化に取り組んでいく。

１）合理的に必要と考えられる範囲を超え、仕入先の技術上または営業上の秘密情報の提供や開示を求めない。

２）仕入先の知的財産・ノウハウが流出・漏洩することの無いよう厳正に管理する。

３）図面やデータ、生産技術などのノウハウ等の提供を求める際は、その内容を協議・合意した上で、対価を支払う。

４）仕入先との合意に反して技術情報等を第三者に開示し、または契約の目的を超えて当該技術情報等を利用しないことを徹底する。

８．パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透

会員会社は、仕入先との共存共栄を目指すために設立された「パートナーシップ構築宣言」について、宣言を実施するよう努めるとともに、取引の適正化に向けた施策の進展、宣言の定期的な見直し、社内・仕入先等への周知に努める。

Ⅲ．取適法における委託事業者の義務・禁止行為の遵守

(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律及び同法運用基準より抜粋)

委託事業者には、書面の交付義務(第４条)、支払期日を定める義務(第３条)、書類の作成・保存義務(第７条)、遅延利息の支払義務(第６条)の４つの義務と次の 11 項目の禁止事項が課せられており、たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、取適法に違

反することになるので十分注意すること。

1）受領拒否の禁止（第５条第１項第１号） 委託事業者が中小受託事業者に対して委託した給付の目的物について，中小受託事業者が納入してきた場合，委託事業者は中小受託事業者に責任がないのに受領を拒むと取適法違反となります。

2）製造委託等代金の支払遅延の禁止（第５条第１項第２号） 委託事業者は物品等を受領した日（役務提供委託の場合は，役務が提供された日）から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに製造委託等代金を全額支払わないと取適法違反となります。

3）製造委託等代金の減額（第５条第１項第３号） 委託事業者は発注時に決定した製造委託等代金を「中小受託事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると取適法違反となります。

4）返品の禁止（第５条第１項第４号） 委託事業者は中小受託事業者から納入された物品等を受領した後に，その物品等に瑕疵があるなど明らかに中小受託事業者に責任がある場合において，受領後速やかに不良品を返品するのは問題ありませんが，それ以外の場合に受領後に返品すると取適法違反となります。

5）買いたたきの禁止（第５条第１項第５号） 委託事業者が発注に際して製造委託等代金の額を決定するときに，発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」として取適法違反になります。

（取適法運用基準より抜粋）

次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱う。

ア 従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い製造委託等代金の額 例えば、量産の終了後等、発注数量が大幅に減少し、１個当たりの製造コストが大幅に増加するにもかかわらず、中小受託事業者と協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で代金の額を定める行為が該当します。

イ 当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた製造委託等代金の額。

6）購入・利用強制の禁止（第５条第１項第６号） 委託事業者が，中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに，委託事業者の指定する製品（自社製品を含む）・原材料等を強制的に中小受託事業者に購入させたり，サービス等を強制的に中小受託事業者に利用させて対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり，取適法違反となります。

7）報復措置の禁止（第５条第１項第７号） 委託事業者が，中小受託事業者が委託事業者の取適法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として，その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり，取引を停止したり，その他不利益な取扱いをすると取適法違反となります。

8）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第５条第２項第１号） 委託事業者が中小受託事業者の給付に必要な半製品，部品，付属品又は原材料を有償で支給している場合に，中小受託事業者の責任に帰

すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の製造委託等代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を中小受託事業者に支払わせたり製造委託等代金から控除（相殺）したりすると取適法違反となります。

9）不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第５条第２項第２号） 委託事業者が，中小受託事業者に対して，自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させることにより，中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となります。

１０）不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第５条第２項第３号） 委託事業者が中小受託事業者に責任がないのに，発注の取消若しくは発注内容の変更を行い，又は受領後にやり直しをさせることにより，中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となります。

１１）仕入代金の協議に応じない事（第５条第２項第４号）中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すると取適法違反となります。

上記の他、委託事業者に対して下記の確認を行う事。

１）取適法対象会社の確認

取適法対象会社の確認のため、仕入先に対し、例えば、年１～２回、電磁的に管理できる方法または書面にて資本金基準および従業員基準の確認を行う。時期に関しては発注者から異なる時期の確認依頼を回避するため、例えば価格交渉促進月間（３月,９月）に確認を行う。

Ⅳ.自動車産業適正取引ガイドラインの遵守

会員会社は、下請取引適正化の推進のため自動車ガイドラインで掲げられている問題視されやすい行為を行わず、公正な取引を実行するよう取り組む。

■自動車ガイドラインの問題視されやすい行為について、自動車メーカー等顧客及び仕入先と十分に協議して適切に対応する。

○問題視されやすい行為の類型

①補給品の取扱い
②型取引の適正化
③配送費用の負担
④原材料価格、エネルギーコスト、労務費等の価格転嫁
⑤一方的な原価低減率の提示
⑥自社努力の適正評価
⑦不利な取引条件の押しつけ
⑧数量や仕様など取引条件の変更
⑨受領拒否・検収遅延
⑩手形の交付、有償支給原材料の早期決済及び在庫保管

⑪金型図面及び技術ノウハウの流出

■発注内容が曖昧な契約とならないよう、仕入先と十分に協議し、契約条件の明示と書面交付の徹底に努める。

■経済上の利益提供を要請する商習慣は望ましいものではないが、やむを得ず要請する場合は、仕入先の利益を不当に害するこのとのないよう徹底し、提供の条件等を書面で合意する。

■量産期間終了後、発注数量、納入頻度が変わる場合には、取引対価の見直しを顧客に働きかけることにも努めつつ、諸コストを考慮して仕入先との取引対価を見直す。

■仕入先が生産に必要なリードタイムを十分考慮した発注を行い、発注に先立ち発注予定数量を仕入先に内示後、内示数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合、仕入先より要請あったときは、十分に協議を行い、余剰在庫及び残材の買取り、他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずる

■納品の検査の実施方法について、あらかじめ仕入先と協議して定める。

■第三者的立場の相談窓口を設置する等、適正取引に関する問題を申告しやすい環境の整備に努める。

■仕入先支援活動の推進

会員会社は、仕入先の適正取引に関する活動を積極的にサポートする。

1）生産性の向上に関する課題の解決に向けて、仕入先との面談、工場等の訪問、研究会の開催、専門性の高い人材を派遣する。

2）自治体、商工会議所、関係業界等主催のセミナー等に協力する。

3）電子受発注等のＤＸ、カーボンニュートラル等のＧＸへの対応については、仕入先とコミュニケーションを取りながら、その推進を仕入先に働きかけると共に、必要な助言や公的支援の活用も含めた情報提供等の支援を行い、連携して取り組みを進める。

■教育・人材育成および普及啓発活動の推進

会員会社および車工会は、振興基準や自動車ガイドライン等の改正・改訂を踏まえ、適正取引に関する自社の業務、ルール、マニュアル等の見直しやサプライチェーン全体への周知・徹底を行う。

（会員会社）

1）自動車ガイドライン見直し等を踏まえ、マニュアル・テキスト整備や社内教育、外部セミナー等の活用を通じて、社内の適正取引の周知・徹底を図る。

2）バイヤーの査定基準の活用・見直し、現地現物での仕入先の実力評価等、OJT、OFFJT を通じて、適確に価格決定業務を遂行できる社内の人材の育成に努める。

3）仕入先に対して、Ⅱ.で掲げた８つの重点課題（合理的な価格決定、型取引の適正化、製造委託等代金支払の適正化、働き方改革への対応、自然災害等への対応、事業承継への対応、知的財産の取り扱い、パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透）について、説明会等を通じて周知・徹底を図るとともに、同様の取組みをその仕入先以降にも展開していくよう働きかける。

4）仕入先に対して、独占禁止法や製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、下請中小企業振興法等の法令及び自動車ガイドライン等について、説明会等を通じて、適正取引の周知・徹底を図る。

（車工会）

1）経産省の適正取引に関する会議体に参画し、業界調査や意見調整、周知活動等を通じて、産業界全体の適正取引の浸透に協力する。

2）自工会・部工会と連携して、自動車ガイドライン・取適法セミナー等を開催し、サプライチェーン全体への適正取引の浸透を図る。

3）中小企業等経営強化法に基づく事業分野別経営力向上推進機関（平成 28 年 11 月 14 日認定）として、各種施策の活用推進に取組むことで、会員会社及びその仕入先の生産性向上活動を支援する。

Ⅴ．自主行動計画の定期的なフォローアップと改善

適正取引の浸透には、自主行動計画に掲げた精神や行動規範を会員会社の事業活動に定着させることが重要である。

■車工会は、適正取引の会員会社への定着化を促進するため、以下に取組む。

1）会員会社が自主行動計画に掲げた事項を確実に実行していることを確認するため、フォローアップ調査を定期的に実施する。

2）フォローアップ調査結果を会員会社にフィードバックするとともに、必要に応じて会員会社の取組みや改善活動を支援する。

3）政府の委員会や協議会等でフォローアップ結果を発表し、更なる改善に向けた協議や意見交換を行い、産業界全体での適正取引の更なる浸透に努める。